

建設業向け 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策等

緊急事態宣言下で継続が必要と位置づけられている建設業界に関して、国のコロナ対策支援策を中心に独自で整理した一覧表です。
内容は、自治体の支援策を含め、随時変更・追加になるほか、自社の経営形態によって対象となる支援策がある可能性があります。

対象	分類	制度	詳細・特徴	問合せ先	
法人・個人事業主	工事中止、受注減少により 資金繰り手当てが必要	融資	政府系融資 感染症特別貸付 限度額：中小事業 3億円 、国民事業 6,000万円 金 利：当初3年間 ▲0.9% (中小企業1.11%→0.21%、個人1.36%→0.46%) ・売上減少等の条件有 ・別途利下げ条件有 ・返済期間 運転15年	日本政策金融公庫秋田支店 ☎018-832-5641	
		融資	保証協会付融資 経営安定資金 限度額： 3,000万円 金 利：当初3年間 0.0% (4年目以降は秋田市が利子補給のため0.0%。5月議会提出) ・売上減少等の条件有 ・返済期間10年	秋田県信用保証協会 ☎018-863-9011 ・もしくは金融機関	
		特例措置	所得税、法人税、消費税等の国税 納税の支払猶予 2002年2月以降、 前年同期比で20%以上の売上が減少 した事業者は 1年支払猶予 ・支払がなくなるわけではありません	秋田北税務署 ☎018-845-1161 秋田南税務署 ☎018-832-4121	
		特例措置	社会保険料の支払猶予 2002年2月以降、 前年同期比で20%以上の売上が減少 した事業者は 1年支払猶予 ・支払がなくなるわけではありません ・国民健康保険・年金は、秋田市で精査中	秋田年金事務所 ☎018-865-2392	
		給付金	持続化給付金 申請：5/1～1/15 2020年1月以降、 前年同期比で50%以上の売上が減少 した事業者向け(上限：法人 200万円 ・個人 100万円)の給付金 ・2019年以前から事業開始していること必要。電子申請。 ・電子申請が困難な方はサポート会場へ(秋田市中通4-14-16アキタスクエア 3-2)	コールセンター(経済産業省) ☎0120-115-570(概要照会) ☎0570-077-866(会場予約)	
	元請・下請間の取引の 適正化を図りたい	支援金	地域産業支援事業 申請：6/15～ 2020年1月以降、 前年同期比で30以上50%未満の売上が減少 した事業者向け(1事業者20万円)の給付金 ・国の「持続化給付金」、県・市の「休業協力金」の非対象が条件	秋田市緊急経済対策コールセンター ☎018-803-6861	
		相談	建設企業向けの相談窓口 下請契約や下請代金支払についての相談を受付 ・別途、違法通報窓口として、国交省は「駆け込みホットライン☎0570-018-240」でも相談を受付	秋田県建設部建設政策課 ☎018-860-2425	
		助成	雇用調整助成金 休業助成 1人1日8,330円 が上限 ・雇用保険被保険者ではない方を対象にするなど要件拡大 ・専門性に基づいた申請が必要であり、社労士等との相談をお勧めします	ハローワーク秋田 ☎018-864-4111	
	個人	休業等で所得が減り、 家計が維持できない	貸付	緊急小口資金 貸付上限 20万円 ・償還期間2年、無利子	秋田市社会福祉協議会 ☎018-838-6477
			給付	特別定額給付金 申請：5/20～(オンライン5/1～) 一律 10万円 ・2020年4月27日時点で住民基本台帳に記録が対象条件	秋田市緊急経済対策コールセンター ☎018-803-6861